

奈井江町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4 年度の人件費率
5 年度	人 4,820	千円 6,750,634	千円 144,406	千円 872,586	% 12.9	% 15.2

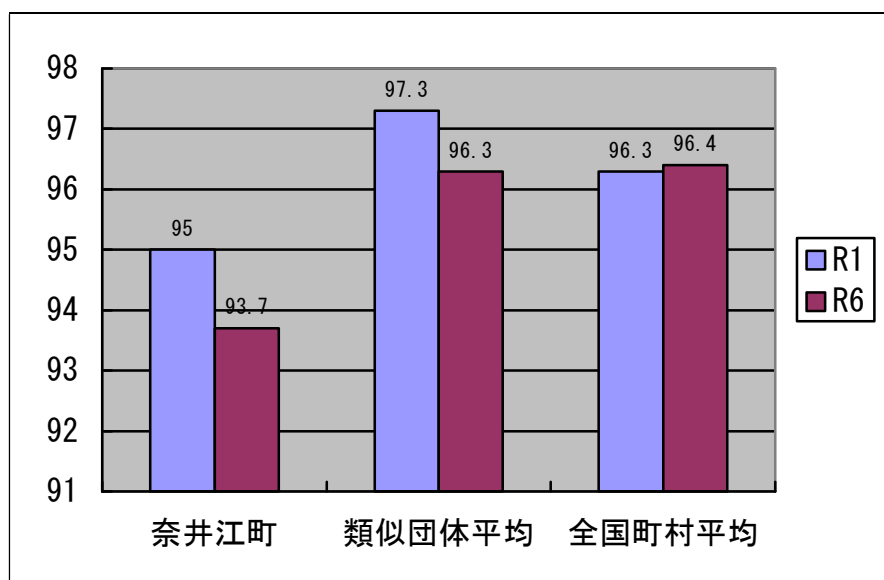
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5 年度	人 105	千円 331,812	千円 42,727	千円 147,004	千円 521,543

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,215	千円 5,672

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の普通会計に所属する人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国と同様に引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容 支給対象外

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
奈井江町	45.0歳	315,600円	354,256円	348,758円
北海道	42.5歳	318,800円	386,694円	360,806円
国	42.1歳	323,800円	— 円	405,378円
類似団体	41.5歳	305,700円	354,982円	338,863円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
奈井江町	48.2歳	255,500円	283,732円	278,162円
北海道	57.1歳	319,700円	348,495円	335,594円
国	51.2歳	288,100円	— 円	330,553円
類似団体	52.1歳	311,233円	350,257円	329,244円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		奈井江町	北海道	国
一般行政職	大学卒	220,000円	220,000円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	—	—
	中学卒	175,800円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	252,925円	314,760円	360,450円	390,363円
	高校卒	207,825円	339,200円	354,600円	363,000円
技能労務職	高校卒	233,650円	260,267円	257,967円	261,700円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

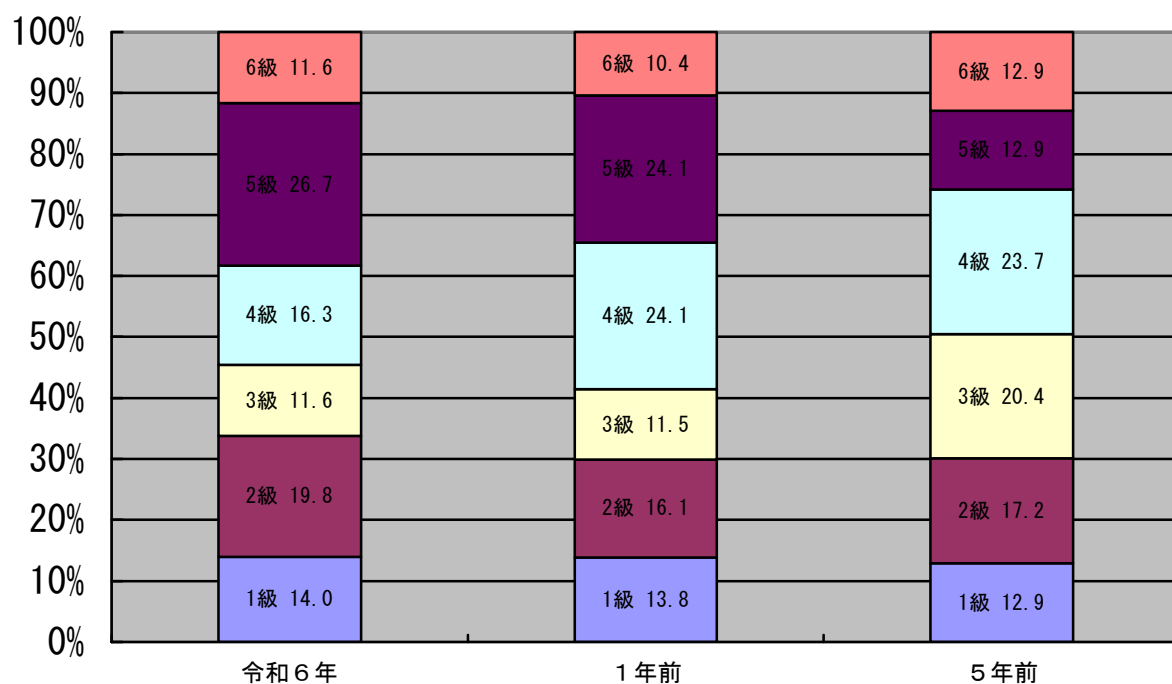
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

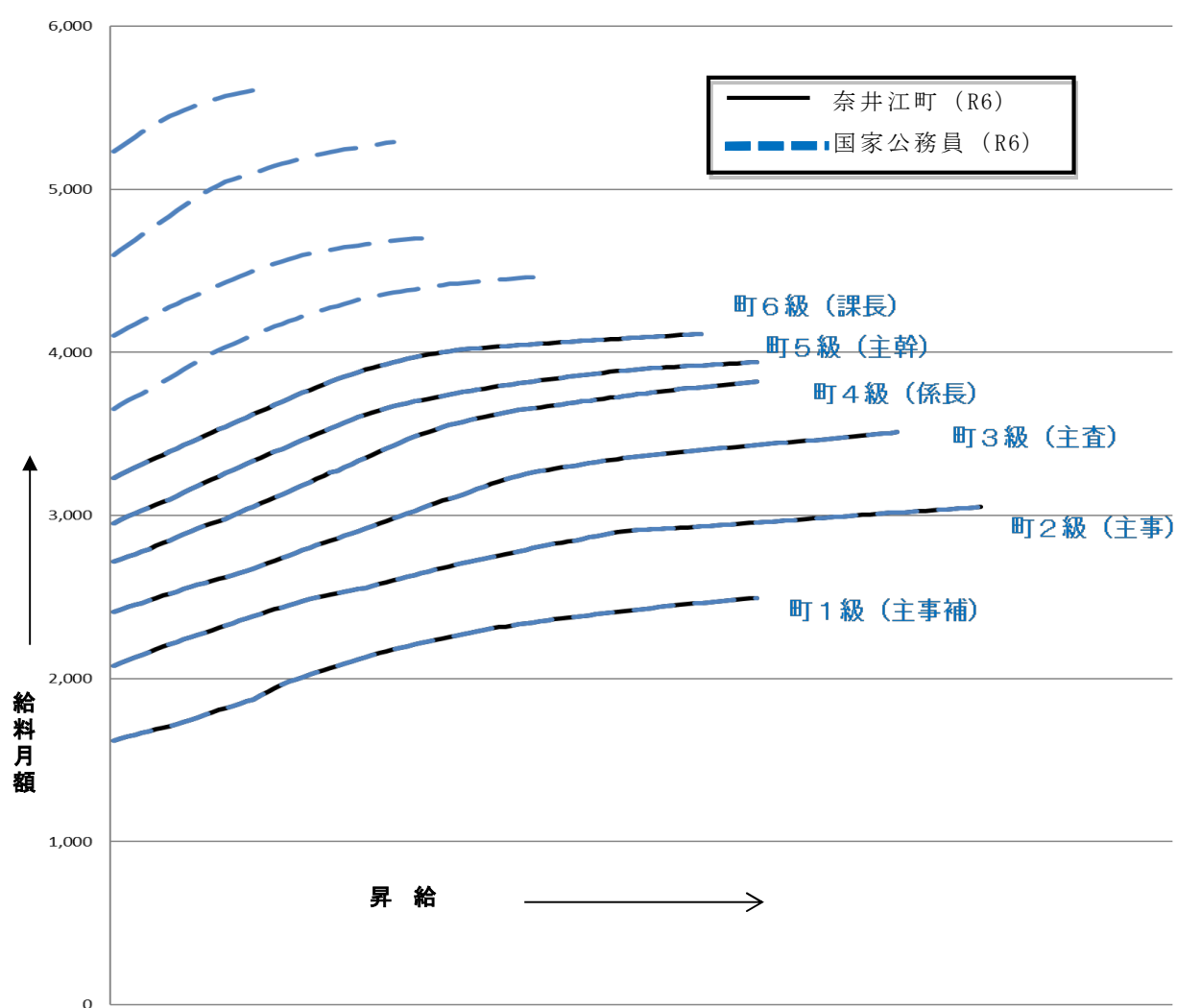
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	参事、室長、課長、局長、事務長	10人	11.6%	335,000円	415,700円
5級	課長補佐、主幹、所長	23人	26.7%	309,800円	398,200円
4級	係長	14人	16.3%	287,300円	386,100円
3級	主査、主任保育士	10人	11.6%	261,300円	354,700円
2級	主事	17人	19.8%	230,000円	308,500円
1級	主事	12人	14.0%	183,500円	258,100円

(注) 1 奈井江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（奈井江町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

奈井江町	北海道	国
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,586千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,683千円	1人当たり平均支給額（R5年度） — 千円
（R5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（R5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 (勤務成績に応じて変化) 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（R5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 (勤務成績に応じて変化) 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（奈井江町）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率					

上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

奈 井 江 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例			定年前早期退職特例		
（3～45%加算）			（3～45%加算）		
1人当たり平均支給額		14,223 千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			12,938千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			718,800円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			12.6%
手当の種類（手当数）			7
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療業績手当	病院に勤務する医師	診療	診療収入の100分の1.2を超えない範囲内において町長が別に定める。
医学研究手当	病院に勤務する医師	医学研究	月額150,000円
研修手当	公共的団体に派遣された職員	研修	給料月額の100分の6を超えない範囲内において町長が別に定める。
手術手当	病院に勤務する医師、看護師及び准看護師	手術	医師は当該手術料の2割相当以内 看護師、准看護師は1日500円
夜間看護等手当	病院、介護施設に勤務する看護師、准看護師、介護福祉士、看護助手、介護助手	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等	勤務1回につき2,150～7,300円
危険手当	病院に勤務し本務としてエックス線の放射作業及び細菌検査に従事する者	エックス線の放射作業 細菌検査	従事した日1日につき500円
賦課徴収手当	町税、上下水道料又は町営住宅使用料の徴収のため外勤する職員	外勤による徴収	月額4,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	16,265千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	114千円
支給実績（令和４年度決算）	14,036千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	97千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）
扶養手当	・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 子以外 １人6,500円 ・ 特定加算（16～22歳）5,000円	同		13,229千円	254,400円
住居手当	・ 家賃が16,000円を超える者に28,000円を限度に支給 ・ 持家 10,000円	異	持家 0円	11,597千円	181,200円
通勤手当	・ 交通機関等利用者50,000円を限度 ・ 自動車等利用者24,400円を限度	異	交通機関等利用者55,000円を限度	2,550千円	102,000円
管理職手当	職務の級に応じ、給料月額 の7/100～11/100を支給	異	職務の級に応じて定額支給	15,778千円	415,200円
宿日直手当	・ 一般の日直 4,400円 ・ 看護師等の宿日直5,000円 ・ 医師の当直 20,000円 ・ 勤務時間が5時間未満の場合 50/100	異	勤務形態により手当額異なる	2,520千円	126,000円
寒冷地手当	職員の世帯等に応じて支給 9,800～26,000円	同		10,894千円	80,100円

5 特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	637,000円 (849,000円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 391,500円／ 985,000円
	副 町 長	581,000円 (683,000円)	415,000円／ 790,000円

報酬	議長 副議長	議長 副議長 議員	276,000円 219,000円 183,000円	305,000円／ 247,000円／ 215,000円／	263,000円 209,000円 175,000円
期末手当	町副町長	議長 副議長	(令和6年度支給割合) 4.60月分		
	議長 副議長	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.60月分		
退職手当	町副町長	議長 副議長	(算定方式) 月額20.504月 月額12.936月	(1期の手当額) × 17,407,896円 × 8,835,288円	(支給時期) 退職後1カ月以内 退職後1カ月以内
	備考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

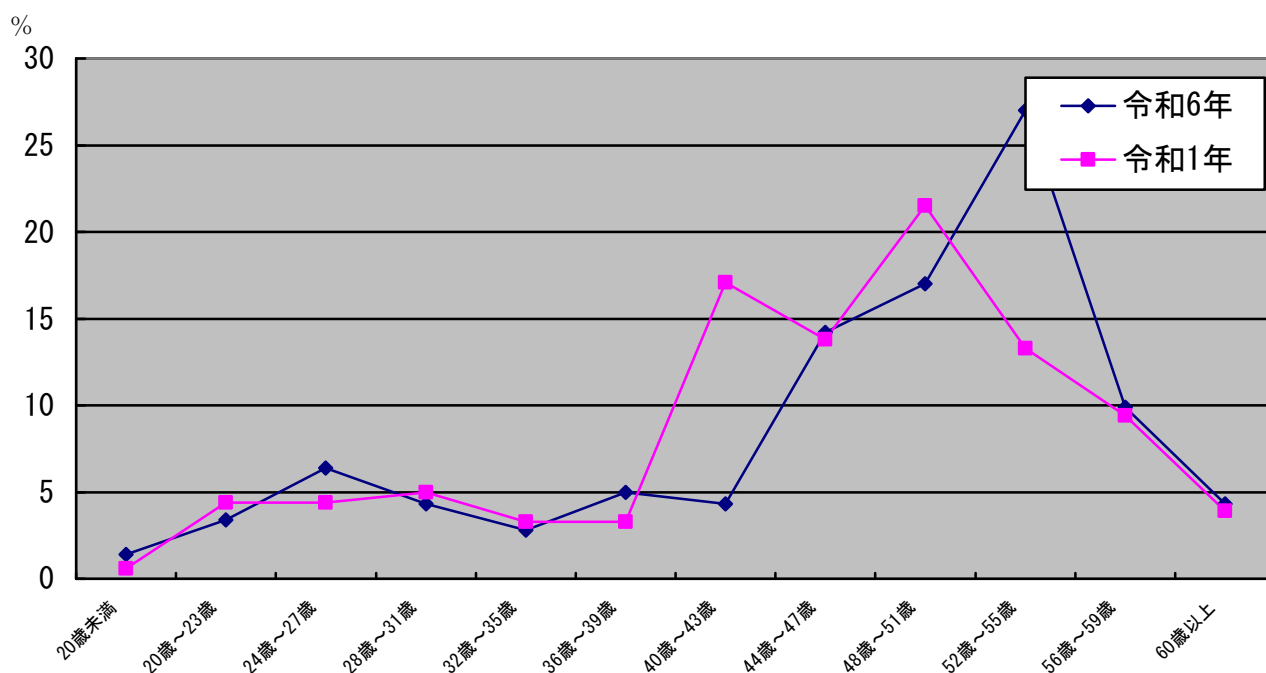
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
部 門			令和6年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2人	2人	0人	新 規 採 用 に よ る 増
		総 務	24人	24人	0人	
		税 務	5人	5人	0人	
		民 生	23人	24人	▲1人	
		衛 生	11人	11人	0人	
		農 林 水 産	9人	10人	▲1人	
商 工 土 木		2人	2人	0人		
		8人	9人	▲1人		
	計	84人	87人	▲3人	< 参 考 > 人口1,000人当たり職員数 17.4人	
	教 育 部 門	13人	13人	▲1人		
	小 計	97人	100人	2人	< 参 考 > 人口1,000人当たり職員数 20.1人	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 下 水 道 そ の 他	40人	41人	0人		
		1人	1人	0人		
		3人	3人	0人		
	小 計	44人	45人	0人		
合 計			141人	145人	2人	< 参 考 > 人口1,000人当たり職員数 29.3人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分		20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
R 6	職員数	2人	5人	9人	6人	4人	7人	6人	20人	24人	38人	14人	6人	141人
	構成比	1.4%	3.4%	6.4%	4.3%	2.8%	5.0%	4.3%	14.2%	17.0%	27.0%	9.9%	4.3%	100%
R 1	職員数	1人	8人	8人	9人	6人	6人	31人	25人	39人	24人	17人	7人	181人
	構成比	0.6%	4.4%	4.4%	5.0%	3.3%	3.3%	17.1%	13.8%	21.5%	13.3%	9.4%	3.9%	100%

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別	年 度	R 元 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過 去 5 年 間 の 増 減 数 (率)
一 般 行 政		113 人	89 人	86 人	84 人	87 人	84 人	▲ 29 人 (▲ 25.7%)
教 育		14 人	15 人	14 人	14 人	13 人	13 人	▲ 1 人 (▲ 7.1%)
普 通 会 計 計		127 人	104 人	100 人	98 人	100 人	97 人	▲ 30 人 (▲ 23.6%)
公 営 企 業 等 会 計 計		54 人	51 人	49 人	45 人	45 人	44 人	▲ 10 人 (▲ 18.5%)
総 合 計		181 人	155 人	149 人	143 人	145 人	141 人	▲ 40 人 (▲ 22.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の育児休業取得状況

令和5年度に育児休業を取得した職員の割合は下記のとおりです。

(1) 育児休業の取得率(職員全体)

出生した子がいる職員	育児休業取得者	育児休業取得率
2 名	2 名	100%

(2) (1)のうち男性職員の育児休業の取得率

出生した子がいる職員	育児休業取得者	育児休業取得率
0 名	0 名	0 %